

		船員保険法（昭和14年法律第73号）	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）	備考	
				船員法等	労働基準法等
給付	傷病手当特別支給金（休業特別支給金）	内容	職務上傷病手当金を4ヶ月を超えて受けることとなったときに、職務上傷病手当金に上乗せする形で支給 <船員保険特別支給金支給規則第3条>	療養のため労働することができないために賃金を受けない日が4日以上に及ぶときに、休業補償給付に上乗せする形で支給 <労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条>	
		支給額	1日につき、傷病手当金の3分の1の額 <船員保険特別支給金支給規則第3条>	1日につき、給付基礎日額の20% <労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条>	
	第1種特別支給金（障害特別支給金・傷病特別支給金・遺族特別支給金）	内容	障害年金・障害手当金・遺族年金・遺族一時金に対し、上乗せとして定額を一時金として支給 <船員保険特別支給金支給規則第4条>	障害（補償）給付・遺族（補償）給付・傷病（補償）年金に対し、上乗せとして定額を一時金として支給（※） <労働者災害補償保険特別支給金支給規則第4条～第5条の2>	※ 障害特別支給金は障害（補償）給付、遺族特別支給金は遺族（補償）給付、傷病特別支給金は傷病（補償）年金にそれぞれ上乗せされる
		支給額	障害：障害等級に応じ 定額を一時金として支給 障害手当金 8万円～65万円 第40条第1項年金 159万円～342万円 第40条第2項年金 100万円～114万円  遺族：300万円を一時金として支給 <船員保険特別支給金支給規則第5条>	障害：障害等級に応じ 定額を一時金として支給 （8万円～342万円）  傷病：障害等級に応じ 定額を一時金として支給 （100万円～114万円） 遺族：300万円を一時金として支給  <労働者災害補償保険特別支給金支給規則第4条～第5条の2>	
	第2種特別支給金（特別年金、特別一時金）	内容	障害年金・障害手当金・遺族年金・遺族一時金に対し、上乗せとして定率を年金又は一時金として支給 <船員保険特別支給金支給規則第6条>	障害（補償）給付・遺族（補償）給付・傷病（補償）年金に対し、上乗せとして年金又は一時金として支給 障害（補償）年金→障害特別年金 障害（補償）一時金→障害特別一時金 遺族（補償）年金→遺族特別年金 遺族（補償）一時金→遺族特別一時金 傷病（補償）年金→傷病特別年金 <労働者災害補償保険特別支給金支給規則第7条～第11条>	特別加入者（①中小事業主等、②一人親方等（漁船による水産動植物の採捕の事業も含む）、③海外派遣者）には、特別年金・特別一時金は支給されない
		支給額	職務上年金等の支給額の8% <船保特別支給金支給規則第7条>	算定基礎日額（※1）×日数（※2） <労災特別支給金支給規則第7条～第11条>	※1 算定基礎日額は、負傷等の発生日以前1年間に当該労働者に対して支払われた特別給与の総額を365で除した額  ※2 障害（補償）給付・遺族（補償）給付・傷病（補償）年金の額の算出をする際に用いられる日数

		船員保険法（昭和14年法律第73号）	労働者災害補償保険法 （昭和22年法律第50号）	備考	
				船員法等	労働基準法等
負担	メリット制	保険料率 職務上疾病部門20‰ 年金部門44‰ 福祉部門（特別支給金に限る）6‰ 福祉部門（特別支給金を除く）6‰ <第59条ノ2ノ2>	5‰～129‰ ※ 過去3年間の業務災害及び通勤災害の発生率、労働福祉事業等を考慮した上で事業の種類ごとに設定 <労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条>		<参考> 労働者災害補償保険の保険料率 ・海面漁業 52‰ ・定置網漁業又は海面魚類養殖業 40‰ ・港湾貨物取扱事業 17‰
		対象 100人以上の被保険者を使用する船舶所有者 <第59条ノ2ノ2>	① 100人以上の労働者を使用する事業 ② 21人以上100人未満であって、当該労働者の数に同種の事業に係る保険料率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が0.4以上であるもの等 <労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条>		
		負担 対象：年金、行方不明手当金 <第59条ノ2ノ2>	対象：疾病、年金及び特別支給金 <労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条>		
		負担 保険料率の年金部分について±11‰の範囲内で増減 <第59条ノ2ノ2>	各事業ごとの労災保険率を±40‰の範囲で増減幅 <労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条>		